

第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会（第5回）

議事概要

日時：平成31年2月12日（火）14:00～16:00

場所：中央合同庁舎8号館特別中会議室

出席者：別紙のとおり

1. 議事

議論（取りまとめの方向性について、その他中長期的課題について）

2. 配布資料

なし

3. 議事内容

○本検討会の取りまとめの方向性について、概要次のとおり、項目ごとに事務局から説明がなされ、続いて検討会構成員・オブザーバーから発言があった

【事業の目的について】

（事務局）現状の閣議了解においては、我が国における第三国定住難民の受け入れは、「アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため」とされており、その目的自体は維持する方向でよろしいか

- ・目的を維持して取組を進めることが適当。難民は減少しない一方で、第三国定住の担い手となる国が減少している中、日本政府に対する各国政府からの注目は高い

【受入れ対象について】

（事務局）現状の受入れ対象は「マレーシアに滞在するミャンマー難民」と限定しているが、今後は広く「アジア地域の難民」を受け入れるべきという方向性の議論であったと理解。他方で、一回の受け入れで複数地域、複数言語を受け入れることとなった場合、様々な体制上の限界があるという意見もあったところ、1年ごとに1、2か国という目安を示す案でいかが。また、単身者についても受け入れていくべきという意見が多かったものの、受け入れにあたっては、特別の課題もあるとの指摘もあったところ、それに対する十分なサポートが必要であるとの方向性でいかがか

- ・国際情勢等を踏まえて柔軟に受入れ対象を決定できる仕組みを構築していくことは非常に好ましい

- ・単身者の受け入れは、複数まとめて受け入れるという方法のほか、同じ定住先地域に、例えば2年繰り返して受け入れる等の配慮も必要ではないか

【受入れ人数について】

（事務局）受入れ人数については、拡大するという方向性は基本的に一致していたものの、目指すべき人数や、受け入れ体制の点で考慮すべき事情等について、さまざまご意見いただいたところ。当面は現在の2倍に広げ、5年間を目処に実施し、さらに将来的な目標として100人程度を目指すという案はいかが

- ・将来的に拡大する場合の上限が100人とならないよう、さらなる拡大の可能性についても、体制拡充とともに検討の余地を残すべき
- ・現在の2倍を超えて、年間100人もを受入れする場合には、施設についても相当な予算措置が必要となる可能性が高い
- ・受入れ人数を増やす際には、裏付けとなる支援体制の構築が非常に重要。具体的な時間軸を設定して支援体制を整えていくべき

【家族呼び寄せについて】

(事務局) これまでは、タイからの家族呼び寄せのみを認めてきたもの。マレーシアの難民から受け入れた難民についても家族呼び寄せを認めるべきという意見が多かったため、その方向としたい。その上で、家族を呼び寄せに当たっての要件や呼び寄せを認める家族の範囲についても考え方を示したいがいかが

- ・家族呼び寄せの範囲は、条約難民と同様とすることが適当

○本検討会構成員・オブザーバーから、概要次のとおり中長期的課題について発言があった

【定住支援について】

- ・政府と定住支援に関わる方が、定住支援の意味内容について共通認識を持つことが非常に重要。政府が定住支援の目的や内容などを示した資料を提供するなど、十分に情報を展開するべき
- ・政府が、定住支援の目的を難民の自立に置くことは適当であるが、受入れ地域の文脈からは、助け合いや共感といったものもあると思われる。地域での難民という視点も含め、複層的な視点から理解することが重要
- ・定住支援の終期を設ける場合、受入れ地域において混乱や問題が生じないように、段階的に支援を減らして自立を促す等のモデル設計が必要

【地方定住について】

- ・受入れ自治体にとっては、難民だけに対象を絞って支援を行うことが困難な場合もある。自治体、市民団体、企業等の役割分担・連携が重要
- ・地方定住後の自発的な首都圏等への移動は、これまでに複数例があり、他国においても例が見られているところ。個々の事情により、移動することによって自立が促進されるものであれば、受入れ自治体・地域からの「引っ越し」として前向きにとらえられるべき
- ・難民の受入れはあくまで国策であり、自治体は協力できる範囲で行うべきもの。過度な負担を押し付けることのないよう配慮すべき

【関係者間のネットワークについて】

- ・自治体や市民社会組織を巻き込み、ノウハウと経験を蓄積・共有するための連携協議会のような体制を整えるべき
- ・潜在的な受入れ地域開拓のためにも、まずは事業について知って興味を持つための機会を創出することが重要

【広報について】

- ・我が国の第三国定住事業は先進的な取組であり、積極的に情報発信すべき
- ・難民個人のプライバシーへの配慮は重要である一方、国民の関心を高めるために積極的に進めるべき。定量的な報道ではなく、地方定住の具体的なケースをハイライトして具体的に伝えることが効果的である

以上

第5回検討会（2019・2・12）出席者

座長 杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副座長 杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長

構成員 藤原警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長補佐（※代理）

（関係省庁） 清原警察庁警備局外事情報部外事課長補佐（※代理）

風早総務省自治行政局地域政策課国際室長

磯部法務省入国管理局総務課難民認定室長

川崎財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

寺島文部科学省大臣官房国際課国際戦略企画室長（※代理）

高橋文化庁国語課長

齋藤厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課専門員（※代理）

東農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ国際専門官（※代理）

船橋経済産業省通商政策局国際経済課長補佐（※代理）

吉田国土交通省総合政策局政策課係長（※代理）

安齋海上保安庁警備救難部国際刑事課国際犯罪捜査第二係長（※代理）

（有識者） 中井 伊都子 甲南大学副学長
明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育センター
一附属研究所研究員）

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所

副代表（法務担当） 川内敏月

法務部法務アソシエイト 宮澤哲

IOM国際移住機関駐日事務所 プログラムマネージャー 清谷典子

RHQアジア福祉教育財団難民事業本部 難民事業本部長 杵渕正巳